

## ○本庄市公共施設等マネジメント推進審議会条例

令和4年3月31日

条例第2号

(設置)

第1条 本市の公共施設等の維持管理及び総量管理を長期的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、本庄市公共施設等マネジメント推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「公共施設等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市が保有する学校、公民館、市営住宅等の公共建築物
- (2) 市が保有する道路、橋りょう、上下水道等の社会基盤施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市が所有する不動産

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 本庄市公共施設等総合管理計画に関すること。
- (2) その他公共施設等マネジメントの推進に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域団体の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 前2項の規定にかかわらず、審議会に、専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる事項等を調査及び審議するため、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規

則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(本庄市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 本庄市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年本庄市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表行政改革審議会委員の項の次に次のように加える。

公共施設等マネジメント推進審議会委員	日額	6,200円
--------------------	----	--------